

川崎市営住宅駐車場身体障害者等取扱基準

川崎市営住宅駐車場管理運営要綱第 6 条第 3 項及び 13 条第 1 項第 4 号において規定する身体障害者等又はその者と同居する者からの申請の取扱いについては、この基準によるものとする。

1 川崎市営住宅駐車場管理運営要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 3 項で定める身体障害者等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害が 1 級から 4 級である者として記載されている者
- (2) 児童相談所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 15 条に規定する児童相談所をいう。）又は精神薄弱者更生相談所（精神薄弱者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に規定する精神薄弱者更生相談所をいう。）において知的障害者と判定された者
- (3) 川崎市在宅ねたきり老人福祉金支給要綱による在宅ねたきり老人福祉金の支給を受けている者
- (4) 精神障害者に対する所得税法上の障害者控除の適用について（平成元年 3 月 17 日付け厚生省健医発第 288 号厚生省保健医療局長通知）に基づき、厚生労働大臣又は都道府県知事から所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 28 号に規定する障害者である旨を証する書類の交付を受けている精神障害者

2 市長は、必要に応じ前項に規定する身体障害者等又はその者と同居する親族で専らその者のために自動車を使用するもの（以下「身障者等」という。）のための区画（以下「身障者等向区画」という。）を設定することができる。

- 3 市長は、前項に規定する身障者等については、身障者等向区画の駐車場の使用者として決定することができる。この場合において、申請者の数が身障者等向区画の数を超えるときは、抽選等の方法により決定することができる。ただし、要綱第 13 条第 1 項に該当する者がいるときは、その者を優先的に決定する。
- 4 前項の規定による抽選等にはずれた身障者等については、順位を付けて身障者等向区画の補充者として予備登録をするとともに、併せて順位を付けて、身障者等向区画以外の区画（以下「一般向区画」という。）の補充者として予備登録をする。
- 5 身障者等から申請がないとき又は申請が身障者等向区画の数に満たないときは、一般向区画として取り扱う。ただし、身障者等向区画としての設定は取り消さず、当該区画に空き区画が生じたときに前項に規定する身障者等向区画の補充者がいる場合は、その者を当該区画の使用者として決定する。
- 6 要綱第 13 条第 1 項第 4 号の規定により市長が定める減免の基準は、次のとおりである。
 - (1) 申請者又は同居する親族が身体障害者手帳 3 級以上の車いす使用者のときは免除することができる。
 - (2) 同居する親族が中度の知的障害者かつ身体障害者手帳 3 級（下肢 3 級以上）で親族が専らその者に使用すると認められたときは免除とし、その者に使用すると認められたときは 2 分の 1 を減額することができる。
 - (3) 同居する親族が中度の知的障害者かつ身体障害者手帳 3 級で親族がその者に使用すると認められたときは 2 分の 1 を減額することができる。
 - (4) 前各号と同等以上で身障者等のため専ら使用すると認められたときは免除とし、又は同等と認められたときは 2 分の 1 を減額することができる。